

2010年度 学習院大学法科大学院自己評価書

2011年1月

法科大学院自己点検・評価委員会

はじめに

本評価書は、学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）の教育研究水準の維持向上を図り、設立の目的と社会的使命を達成するために、「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」（2007年4月1日施行）に基づき、教育研究活動の現状について自ら点検評価を行い、公表するものである。

自己・点検評価は、上記規程第2条に基づき、9つの項目について章ごとに行う。

第1章 本法科大学院の理念及び目的

第2章 教育の内容及び方法

第3章 成績評価及び修了認定

第4章 入学者選抜

第5章 学生の支援体制

第6章 教員組織

第7章 管理運営

第8章 施設、設備及び図書館

第9章 社会への対応

記述の方法としては、個別事項ごとに、(a)現状の分析、(b)点検・評価、(c)改善の方策といった3区分に従い執筆した。

第1章 本法科大学院の理念及び目的

(1) 理念及び目的の適切性について

(a) 現状の分析

法曹養成に特化した法学教育を行うプロフェッショナル・スクールとして、本法科大学院では、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的としてきた。社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成すること、及び、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることの必要性をとりわけ、重視している。市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題に適切に対処するための優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識を備え、実務をこなす能力を身につけた法曹の育成を目的とする。本法科大学院では、以上の見地から、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標として掲げてきたのである。

上記の目的から、教育課程においては、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域のいずれにおいてであれ、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてであれ、十分にその務めを果たすことができるようなオールラウンドな力を養うことに力点を置いてきた。それは、高度専門職業人としての法曹になるためにはどの領域でも通用するような土台ができていなければならないとの考え方に基づくものであるが、同時に、これまで弁護士のほかに裁判官や検察官として第一線で活躍する人材を少なからず輩出してきた本学の伝統を受け継ぎ、さらに発展させようとするところでもある。

2004(平成16)年4月の開設以来、本法科大学院は、その設立の理念・目的のために邁進してきた。幸い、法曹になる強い決意をもち、努力を惜しまない優秀な学生が数多く入学し、早朝から夜遅くまでひたすら勉学に打ち込む姿を見せることとなった。このように、大学の中に強烈な目的意識をもって学習する集団が現われたことは、学部学生や既存の研究科の大学院生たちにもよい刺激を与えている。

(b) 点検・評価

本法科大学院においては、国民の司法を担う質の高い法曹を養成するための専門教育機関であるという認識が学生たちの間にも浸透し、法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につけるための毎日の地道な学習が法曹としての活躍にもつながるのであるということが自覚されてきたと思われる。

(c) 改善の方策

上記のような現状に鑑みると、本法科大学院の教育理念・目標に関する限り、特に改善を要する点は認められないと考える。もっとも、法科大学院設置の理念を学生たちに一層周知せしめるように努めることが望ましいことは言うまでもなく、今後も一層の努力を進めていくことが必要である。

(2) 理念及び目的の周知徹底について

(a) 現状の分析

本法科大学院の理念・目的・教育目標等については、毎年度刊行している本法科大学院の広報誌において説明するほか、インターネット上の広告や本法科大学院のホームページ

に掲載して周知を図っている。また、法科大学院に関心をもち、あるいは進学を希望する一般の人たちに向けて毎年大学の内外で行っている複数の法科大学院入試説明会でも本法科大学院の理念・目的・教育目標等を説明し、希望者には個別面談の形をとって丁寧に説明している。さらに、在学生に対しても、法科大学院が質の高い法曹養成のための高度な法学専門教育を施す場であり、決して新司法試験に合格するための技術を身につけさせるような場ではないことを、繰り返し機会を捉えて周知徹底させる努力を行っている。

(b) 点検・評価

本法科大学院の理念・目的・教育目標等を周知するための方法として、従来新聞各紙への広告の掲載等も行っていたが、予算的にも限界があるほか、限られたスペースの中で十分な説明を行うことは困難であると判断し、この方法は縮小した。むしろ今日ではインターネットを通じての情報提供が有効であることから、その点に重点を置いて、本法科大学院の理念・目的・教育目標等の周知徹底を図ることとしている。本報告書をホームページに掲げることも、こうした周知徹底活動の一環をなすものである。

(c) 改善の方策

方法的には特に改善すべき点はないと思われるが、現在法科大学院で法曹を目指して勉学に励んでいる学生たちに対して、各種の授業や行事を通じて、どのような法曹になろうとしているのか、なぜそれを目指すのか、繰り返し自覚を促し、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成するという本法科大学院の理念・目的・教育目標等を周知徹底させることが必要だと考えている。

(3) 人材養成という観点からみた理念・目的の達成状況について

(a) 現状の分析

2006(平成18)年から2010(平成22)年までの5回の新司法試験において本法科大学院からは合計94名の最終合格者を出している。2010年5月の第5回新司法試験においては、受験者94名中19名が最終合格し、合格率は20.2%(74校中27位)(合格者数では、74校中25位)となっている。

(b) 点検・評価

数字に現われたこれまでの新司法試験の結果は、決して満足すべきものではないと考えている。ただし、本法科大学院が質の高い法曹養成という法科大学院の理念・目的に忠実な運営を心がけてきたことはたしかであり、その基本を崩すべきではないというのが本法科大学院内部での一致した見方である。

(c) 改善の方策

新司法試験は、法科大学院における教育の成果を確かめるための試験であり、自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものである。そのような力を培うことが結果的に新司法試験の合格実績につながるはずであり、本法科大学院としては、今後もそのような姿勢で教育にあたるつもりである。

第2章 教育の内容及び方法

(1) 授業形態と単位の関係について

(a) 現状の分析

講義及び演習については、15回の授業をもって2単位としている。「模擬裁判」および「起案等指導（1～6）」については、演習科目に分類され、8回の授業をもって1単位としている。2011（平成23）年度から新設する「エクスターンシップ」については、夏期（8月から9月）に1週間程度の集中講義として実施し、単位数は1単位とする。

(b) 点検・評価

本法科大学院は、1学年の定員が50名（既修者35名、未修者15名）であるため、選択科目については、講義科目であっても20名程度以下であることが多い。必修科目の講義科目の履修者は最大で50名に原級留置者数名を加えた程度であり、双方向・多方向の授業が行われている。また、予習・復習に要する時間の点でも、単位数の計算において講義と演習とを区別する合理性はないと考えられる。そのため、講義と演習については、単位の計算方法を統一している。

「模擬裁判」については、授業時間は講義又は演習の半分であるが、授業時間外で学生が準備することが多く、1単位では少ないのではないかとの評価もある。ただし、担当する教員の間でもこの点についての意見は一致しておらず、今後も検討する必要がある。

「起案等指導（1～6）」については、各担当教員によって授業の進め方が異なるが、文書の作成のために判例・文献を調査し、読み込む必要があるため、課題の提出とその講評は2週間に1回程度とし、その間に質問がある場合には、担当教員と個別面談をするのが、標準的な方法である。この方法であれば、1単位が適切であると考えられる。

「エクスターンシップ」については、2009（平成21）年度、2010（平成22）年度に試験的に行った結果を踏まえ、1単位が適切であると判断したものである。

(c) 改善の方策

各授業科目の単位計算方法は妥当であると思われるが、「模擬裁判」のように、学生が準備に要する時間を単位数に反映させるべきかが問題となる科目もある。この点については、まず担当教員の間で検討したのち、変更が必要であるとの結論に達したならば、履修規程を改正することとなろう。

(2) 単位互換方式について

(a) 現状の分析

本学専門職大学院学則（以下「学則」という）第13条は、単位認定について以下のよう

に規定している。
「本法科大学院は、法科大学院履修規程の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。」

ここでいう「学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位」について、法科大学院履修規程（以下、「履修規程」という）第4条第1項は、「学生が他の大

学院において履修した授業科目について修得した単位を、37 単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある」と規定し、同条第 2 項は、「学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合」にもこれに準ずる扱いがされることを定めている。また「学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）」を本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合の単位数については、履修規程第 5 条第 2 項において、「[第 4] 条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（ただし、同条でみなすことがある単位のうち、30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする」と定めている。さらに、履修規程第 6 条第 1 項において「法学既修者である学生については、第 4 条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、7 単位を超えないものとする」と定め、同条第 2 項において「法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない」と定めている。

これらの規定により、法学既修者である学生については、履修規程第 1 条第 2 項により入学時に修得したものとみなされる 30 単位のほかは、本法科大学院に入学後、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を 7 単位まで本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがあるにとどまり、入学前に大学院において修得した単位について修得単位とみなすことはない旨が明らかになっている。

なお、学生が本法科大学院に入学後、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、現在、単位互換の協定を締結している他の大学院がないため、行っていない。

(b) 点検・評価

・2006（平成 18）年度以前に本法科大学院に入学した学生に適用される学則旧第 13 条は、「本法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合わせて 37 単位（法学既修者である学生については 7 単位）を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。」と規定していた。この規定にしたがい、法学既修者である学生が本法科大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことも行われていた。しかし、こうした扱いは専門職大学院設置基準第 22 条第 2 項に抵触することがのちに明らかになったため、2007（平成 19）年度入学者からは、改正された現行学則および履修規程を適用し、法学既修者である学生が本法科大学院入学前に大学院において修得した単位は認定しないものとする扱いに改めている。

・すでに述べたように、現在は単位互換の協定を締結している大学院または外国の大学院がないため、学生が本法科大学院に入学後、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を認定することは行っていない。これは、本法科大学院においては、法律基本科目のほか、展開・先端科目、基礎法科目が数多く提供されており、単位互換の必要はとくに認められなかったという理由による。

(c) 改善の方策

単位互換制度を導入する可能性については、今後、検討する余地はあるようにも思われるが、本法科大学院で提供する科目を充実することは重要であり、安易に単位互換にたよるべきではないと考えられる。

(3) 社会人学生、外国人学生に対する教育上の配慮について

(a) 現状の分析

本法科大学院においては、社会人を相当数受け入れているが、社会人についてだけ、他の学生と異なる教育課程を編成したり、特別な教育研究指導を行ったりするといったことはない。外国人留学生については、受け入れていない。

(b) 点検・評価

社会人が勤務を続けながら法科大学院に在籍する場合には、社会人を対象とした特別な授業科目の履修を認めたり、授業時間割において配慮をしたりするといった工夫が必要であるかもしれない。しかし、法科大学院の授業科目の履修に際しては、予習・復習や課題の提出などにきわめて多くの時間が必要であり、社会人でない学生であっても、時間的な余裕はないのが通常である。本法科大学院においても、社会人は、入学前に勤務先から休職の許可を得て、学業に専念している。したがって、社会人について、教育課程編成や教育研究指導において特別な配慮をする必要は原則としてない、と考えられる。

ただし、たとえば、子どものいる学生がたまたま授業時間に子どもの学校行事に参加しなければならないような場合には、そのことに配慮する必要はあると思われる。本法科大学院においても、そうした個別の配慮は行っており、それで、社会人に対する適切な対応が可能であると考えられる。

(c) 改善の方策

以上の理由から、現段階では、社会人に対する教育課程編成や教育研究指導における配慮について改善する必要はないと考えられる。

(4) 生涯学習への対応について

(a) 現状の分析

本法科大学院の学生の中には、企業で勤務し、すでに定年を迎えた者や司法書士として長年の実務経験を積んでいる者もいる。彼らは、極めて熱心に授業に取り組み、他の学生に対して大変よい影響を与えている。彼らもまた、教員や他の学生との意見交換等を通じて、知的刺激を受けている。

(b) 点検・評価

新司法試験は、旧司法試験よりも合格率が上がったとはいえ、合格するためには相当な量の知識と正確な理解力・応用力を修得する必要がある。そのため、多数の社会人が法科大学院に入学することは想定されていないと思われるが、能力・意欲のある社会人については、積極的に受け入れるべきである。本法科大学院も、入学者選抜において年齢による制限は設けておらず、定年後に新たに資格を取得しようとしている社会人にも広く門戸を開いている。

社会人再教育という観点からは、科目等履修生や聴講生として社会人を受け入れることがあってもよいと思われる。

(c) 改善の方策

今後も、年齢にかかわらず、能力・意欲のある社会人を受け入れるとともに、科目等履修生や聴講生としての社会人の受入れも検討すべきである。

(5) カリキュラムにおけるケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について

(a) 現状の分析

修了に必要な単位 100 単位のうち、必修科目である「起案等指導」6 単位は、5～6 名程度の少人数の授業科目であり、毎回、課題について討論をし、レポートを作成することを目的としている。その他の科目においても、教員と学生の間や学生相互間で討論するのが慣例となっている。また、実務家教員の担当する科目においては、実際の事件に関する教材を用いたケース・スタディも行っている。

(b) 点検・評価

特定の課題について、学生が分析し、討論をする授業は、少人数であれば学習効果が上がるが、履修者の人数が数十名となると、必ずしも効率的な授業運営がされとはいえない。本法科大学院の授業の履修者は最大で 60 名程度であり、10 名以下の授業は、前述の起案等指導のほか、選択科目に多い。そうした少人数の授業科目においては、ケース・スタディやディベートが効果的に行われている。また、履修者が 30 名から 60 名程度の授業においても、学生が十分に準備していれば、討論を中心とした授業も効率的に行うことができる。

(c) 改善の方策

授業あたりの履修者数をできるだけ少なくすることによって、討論を中心とした授業の効率を上げるべきである。

(6) 高度職業人の活動を倫理面で支える授業科目について

(a) 現状の分析

2 年次配当の「起案等指導 3・4」(必修科目)の中で、「ソーシャル・スキル」と題する授業を開講し、外部講師が、依頼者との対人関係で留意すべきモラル等について講義している。

3 年次後期には、「法曹倫理」(必修科目)を開講している。輪講の形式をとり、本法科大学院の専任教員のほか、実務経験の豊富な弁護士も非常勤講師として担当している。理論と実務の両面から、法曹として遵守すべき行動規範を講義するのが、この科目の目的である。

(b) 点検・評価

「ソーシャル・スキル」も「法曹倫理」も、法曹としての倫理を実例に即して教授するものであり、効果が上がっているものと思われる。

(c) 改善の方策

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設は、現状で十分であると考ええる。

(7) 教育内容・方法の水準を維持する方途について

(a) 現状の分析

授業を担当する教員は、基本的に専任教員または法学科所属の教員である。非常勤講師が担当した例は、専任教員が病気で休職した場合や海外研究のため授業を担当できない場合、輪講の方式をとる科目（法曹倫理）において、弁護士に講演を依頼した場合などに限られている。

大部分の授業科目において、判例や論文、資料などを編集した副教材を作成し、履修する学生全員に無料で配布している。学生が、当該授業科目に関する基本書を熟読し、その内容を理解していることを前提として、さらに高度な理論を学習することを目的とするものである。

(b) 点検・評価

専任教員が授業を担当することは、毎年の教育内容・方法の水準を一定以上に維持するうえで極めて重要であると考えられる。やむをえず、非常勤講師が担当する場合にも、十分な研究・教育実績のある教員を選んで、依頼することが望ましい。本法科大学院においては、こうした方針で担当者を決定しており、高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準が維持されているものと思われる。また、教材の作成・配布も、教育内容の高度化に役立っているものと考ええる。

(c) 改善の方策

担当教員の決定についての従来の方針および教材の作成・配布については、今後も維持していきたいと考えている。

(8) 独立大学院としての教育課程の適切性について

(a) 現状の分析

法学部を卒業し、法学士の学位を取得した者の中で、一定の水準に達した者がさらに高度の知識および法律学の理解力を得られるようなカリキュラムを編成し、授業内容もそうした目的に合致するように、担当教員および教材の点で工夫をしている。

(b) 点検・評価

法学士の学位を取得した者が、さらに高度な知識および法律学の理解力を得られるようにすることは極めて重要である。本法科大学院においては、その点に留意し、カリキュラムを編成するとともに、授業内容を工夫している。

(c) 改善の方策

現時点においては、特に改善の必要はないものと考ええる。

(9) 研究指導の適切性について

(a) 現状の分析

教育課程の特徴は、以下のとおりである。

未修者1年次で法律基本科目をひとつお概観し、基本的な知識を身につける。

2年次では、法律基本科目についてさらに高度な知識を修得し、理解力を深めることを目的とする。また、展開・先端科目を選択科目として履修することもできる。この段階で未修者と既修者とが同一のクラスにおいて学習し、討論等を行うことによって、学習効果も高まっている。

3年次では、主として展開・先端科目を履修し、応用力を養うとともに、法律基本科目に関する演習（選択科目）を履修することによって、法律基本科目の学力をさらに向上させることもできる。

(b) 点検・評価

2年次までで法律基本科目を集中的に学び、その知識・理解にもとづいて、3年次ではさらに応用的な科目を履修することで、法律学全般について効率よく学ぶことができると考えられる。また、2年次においても、応用的な科目を履修することが可能であるとともに、3年次においても、法律基本科目に関する演習を選択科目として履修することができる点で、個々の学生の能力に応じた教育・研究指導がされていると考えられる。

(c) 改善の方策

現時点で特に改善方を講じる必要はないものと考えられる。

(10) 履修指導の適切性について

(a) 現状の分析

履修指導については、毎年、年度初めのオリエンテーションにおいて、全員に対して統一的な説明を行うほか、1年次から3年次まで開講されている「起案等指導1～6」（必修科目）において、個々の学生からの相談に応じられるようにしている。

(b) 点検・評価

履修指導は、全員について統一的に行われることが望ましいが、その反面で、個々の学生の能力に応じて適切な対応を行うことも求められる。本法科大学院においては、この両者を実践しているものと考えられる。

(c) 改善の方策

現時点では特に改善方を講じる必要はないものと考えられる。

(11) 指導教員による研究指導の充実度について

(a) 現状の分析

1年次から3年次まで開講されている「起案等指導1～6」（必修科目）において、担当教員が学生に対して個別に研究指導を行っている。その内容は、授業の履修の仕方から判例・文献の調べ方、法律文書作成の技法、口頭のプレゼンテーションの要領、説得力ある文章の作成・議論の展開など、広範囲にわたっている。これらのいずれに重点を置くかは、学年や個々の学生の能力・到達度に応じて、指導教員が適宜、判断している。

(b) 点検・評価

実務法曹に必要とされる能力のうち、論理的で明晰な文章を書く能力および相手の議論を正確に理解し、説得力ある議論を展開することのできる能力は、教員の個別の指導によ

って相当な向上が期待できるものである。本法科大学院における「起案等指導」は、そうした趣旨にもとづき、1クラスあたり5～6名程度の少人数の学生を対象として、個々の学生の能力・到達度に応じたきめ細かな指導を行うものであり、学生の満足度も極めて高いことが、授業評価などから明らかになっている。

以前は、1クラスあたりの学生数が10名程度になることもあったが、クラス数を増やすなどの方法で対応した結果、前述のとおり的人数となり、研究指導の効果を上げることに役立っている。

(c) 改善の方策

引き続き、「起案等指導」の対象学生を1クラスあたり5～6名とすべきである。

(12) 教員間、学生間、その双方の間の学問的刺激を誘発する措置について

(a) 現状の分析

教員間では、1学期に1回程度の割合でスタッフセミナーを開催し、研究成果の発表と意見交換を行っている。また、授業において教員と学生の間、あるいは学生間で双方向・多方向の討論を行う中で、学問的な刺激を誘発する機会がある。

(b) 点検・評価

教員間のスタッフセミナーを実のあるものにするためには、個々の教員が十分な研究時間をもち、研究成果を挙げていることが必要不可欠である。教員の研究が充実していれば、それを授業に反映させ、学生に対して学問的な刺激を与えることもできる。そうした観点から、個々の教員が十分な研究時間を確保できるようにすることがぜひとも必要である。

(c) 改善の方策

教員の授業負担が過重なものにならないようにするとともに、研究休暇制度の利用を促進することが必要であると考える。

(13) 教育効果の測定方法について

(a) 現状の分析

小規模校であるので、個別の学生の学習に対する姿勢や学習進捗状況については、組織的な対応をとくにしなくても、多くの教員は学生全員について面識があり、その状況をほぼ把握できている。とくに、1年（未修）生に関しては、1学年に十数名しか在籍していないことから、1年生科目を担当する教員はそれぞれ個別の学生に関する情報を把握することが容易な体制となっている。

また、起案等指導では、1クラスあたり5～6名程度の学生を対象として法律文書に関する調査・分析・文章作成能力を個別に評価し、それぞれの学生に対する教育効果を判断することができる。起案等指導は必修科目であるため、担当する教員は、学生から学習面のみならず、奨学金等生活全般について相談を受けることが多く、担任のような役割を担う結果となっている。さらにその信頼関係を維持するため、教育指導の効果を直接学生と話しあい、適切な指針を提供できるよう、個人面談なども実施している。

(b) 点検・評価

起案等指導を通じて学生の学習進捗状況を把握する場合には、主として全般的な学習に

対する姿勢を評価の対象としており、特定の授業科目が得手ではない、あるいは部分的に理解が不足しているといったことを把握するには必ずしも適切ではないところがある。しかし、全体の学生数が少ないこともあり、実際には教育指導の効果の評価という観点からの学生の学習状況について十分に把握できるので、積極的に評価してよいと思われる。

(c) 改善の方策

起案等指導を通じて、学生の学習進捗状況を相当程度把握できることは事実であるので、プライバシーに対する配慮をしつつ、現状を維持することとする。個別の科目における理解に過不足が生じないようにするためには、教員間の学生に関する情報の共有が非常に有効であると思われるが、学生の個人情報扱うことにもなるため、情報管理について慎重に対応策を検討することにしたい。

(14) 教員の教育指導方法の改善に対する組織的取り組みについて

(a) 現状の分析

・研究科長は、教授会とは別に、通常は教授会の終了後において、原則、教授会構成員全員が出席する懇談会を、年に1回程度、開催している。話題は、授業開始後の状況から判断する当該年度の学生の特徴とそれに対する教育上の工夫の提言などであり、教育方針、教育方法について問題点を洗い出し、改善策を検討する場となっている。

・「起案等指導」については、授業の内容が各教員の創意工夫に委ねられる度合いが大きく、担当者相互で情報交換をすることが、教育方法の改善に役立ちうる。本来であれば、担当者全員が参加する会合において意見交換をするべきであるが、そのための時間をとることが困難であるため、これに代えて、教務委員が授業内容についてのアンケートを実施し、情報収集に努めている。

・2008（平成 20）年度から、教員相互の授業参観を組織的に行っている。法科大学院の授業を担当している教員が、前期・後期のそれぞれにつき2回、他の教員の授業を参観し、参観後に報告書を作成することとなっている（報告書の書式については、別添資料を参照のこと）。報告書は、法務研究科長室を通じて授業担当者に渡されるので、授業運営のよい点のほか、改善すべき点も明らかになる仕組みになっている。

・複数の教員がいる一部の分野では、比較的頻繁に会合を開き、授業内容を調整するだけでなく、それぞれの授業方法に関する工夫について、情報交換を行なっている。

(b) 点検・評価

・懇談会については、教授会構成員全員が、学生に関する教学上の情報を多角的に共有する場となっており、積極的に評価できる。とくにカリキュラムの検討などについては、委員会方式に見られるように一部の教員に委ねることなく、広く意見を徴収し、共有するための貴重な機会である。

・「起案等指導」のアンケートの集計結果は、担当教員全員が参照することができるようになっており、授業内容の改善に役立ちうることを期待される。しかし、全員が回答しているとは限らず、また、各教員がアンケートの集計結果を参照する時間を十分とれないこともあるという問題がある。

・教員相互の授業参観は、他の教員の授業方法を参考にすることができ、有益であると

考えられる。

・分野毎に複数の教員が会合し、教育内容と方法についての情報を共有することは評価でき、組織的な支援の余地もありそうであるが、分野と教員の構成を考慮すると、どの分野においても実施可能な方法とはいえない。

(c) 改善の方策

懇談会は、今後も、研究科全体で教育に携わるために積極的に活用する予定であるが、教授会と同じように、年間スケジュールをある程度立てて、年度初めに日時と話題を予告するなど、制度化について検討する余地がある。そのことによって、個々の教員も問題意識を持ち、適切なタイミングで話題を提供することが容易になると思われる。もっとも、制度化は硬直した対応をもたらす危険もあるので、制度化が非常に望ましいのかどうかについては慎重に検討すべきであろう。懇談会において、教育方法についての工夫、自発的な取り組みについての支援のあり方など、取り上げるべき対象は多いので、現状に甘んじることなく、ある程度は計画的体系的に企画を立てる必要もある。

「起案等指導」の担当者全員がアンケートに回答するように努めるとともに、懇談会などのおりに「起案等指導」の授業運営について情報交換を行うようにすべきである。

(15) シラバスの適切性について

(a) 現状の分析

研究科のシラバスにおいては、授業の目的、授業内容、授業方法、成績評価の方法・基準、教科書、参考文献、履修上の注意が標準的記載事項となっている。本来、シラバスは「概要」以上の意味はないのだが、今日の日本の大学教育においては、個別具体的な授業科目において取り上げられる事柄を授業計画として全体の俯瞰図を提供し、課題や試験の実施態様などを含む評価の方針などを授業開始に先行して明示することが期待されている。その目的は、学生が計画的に受講の準備ができるよう予め授業計画を周知することであり、また、方針や基準を予め周知することで評価が恣意的ではなく、客観的で信頼できることを保証することであると思われる。

この観点からシラバスを検討すると、まず、全ての開講科目についてシラバスが存在し、履修要覧と一体となった冊子『法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス』として法科大学院学生全員に配布されており、さらに、講義案内というかたちで学習院大学のホームページからも閲覧することができる。次に、個別の記載においては、粗密はあるものの、大部分は記載されている指定の教科書と合わせて利用することで授業計画についての事前予告機能を果たしており、教科書等の指定のない場合には、具体的な判決が指示されているので、同じく事前予告機能を果たしているといえることができる。評価方法に関しては、教室における質疑応答などと試験の成績とを勘案するものが大半である。

(b) 点検・評価

「起案等指導」のシラバスの記載は、以前は、1年次対象の「起案等指導1・2」、2年次対象の「起案等指導3・4」、3年次対象の「起案等5・6」のいずれも同一であり、受講生の学習進捗状況を勘案した内容となっていることが伺えなかった。これでは不適切であることから、2008（平成20）年度からは、学年ごとに達成すべき目標とその手段の違い

を反映した記述内容に改めている。

シラバスに記載される成績評価の方法・基準について、以前は、定期試験と授業への貢献度（質疑応答における発言の内容等）の割合が明らかでなく、評価の客観性、信頼性を確保するうえで問題があった。そのため、2008（平成 20）年度から、割合をパーセンテージで示す方法に改めている。

(c) 改善の方策

2008（平成 20）年度以降のシラバスの記載については、特段の問題も指摘されていないので、この方式を維持するべきである。

(16) 学生による授業評価について

(a) 現状の分析

法務研究科としては 2004(平成 16)年の設立以来、学期毎に試験直前の 2 週間という期間を設定し、大学とは別の質問項目を設定した授業評価を実施している。[資料 『授業評価アンケート』 参照]

以前は、期間中の授業の際に担当教員が評価用紙を配布してアンケートを実施する方法を採っていた。しかし、授業時間の制約などから、2008（平成 20）年度以降は web 上でアンケートを行う方式に改めている。

個別の授業に関する評価の結果は担当教員に文書及びグラフとして伝達されている。

(b) 点検・評価

web 上でアンケートを行う方式に改めてから、回収率は低下している。

(c) 改善の方策

授業評価に関する回収率を向上させるため、紙媒体によるアンケート方式を復活することとしている。

第 3 章 成績評価及び修了認定

(1) 学生の資質向上を検証する成績評価法について

(a) 現状の分析

全ての授業科目において、成績評価の基準と方法、考慮要素などをシラバスにおいて表示することになっている。また、第 1 回の授業において、授業の目的、実施方法とともに、成績評価について、教員から説明をしている。

全ての授業科目に関し、成績の分布を学生に公表している。

(b) 点検・評価

平成 22 年度においては、すべての科目について、シラバスに成績評価の基準と方法が記載されている。

成績分布で判断する限り、一部の科目を除くと、厳格な成績評価が実施されていると判断できる。成績評価のあり方については、これまでも、法科大学院懇談会においてしばしば取り上げられており、厳格な成績評価という理念は共有されているはずであるが、個々の教員の中には、その授業科目が掲げる目標の達成度を重視する（絶対的評価の）結果、

他の科目と比較すると、受講者に「優」が多くなっている。

(c) 改善の方策

これからも、法科大学院教授会等において、厳格で（対社会的に）信頼される成績評価について検討し、特定の授業科目の成績分布のせいで、全体の成績のあり方に不平等、不均等な状況が生じないように、議論を続けることにする。

(2) 学位の授与状況と授与方針・基準並びに高度専門職業人養成機関にふさわしい修了認定について

(a) 現状の分析

本法科大学院においては、3年以上在学し、定められた必修科目／選択必修科目を含む総計100単位以上取得すること及びGPAの数値が通算1.8以上であることを修了要件とし、法学既修者である学生については一定の科目の30単位分については、修得したとみなして、2年以上の在学で70単位以上の取得を修了要件としていた（学習院大学専門職大学院学則10条及び12条、学習院大学法科大学院履修規程1条）。平成23年度からは、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については必修科目を2単位増加させ、卒業に必要な単位数を102単位（法学既修者である学生については従前通り70単位）に変更する。以上の要件を満たした修了者に対しては、法務博士（専門職）の学位を授与している。

ここで、GPAの算出方法等、修了の認定に関する詳細については、学習院大学専門職大学院学則・学位規程及び法科大学院履修規程によって学生に示されている。また、個々の授業科目修了の認定については、認定方法及び基準がシラバスにおいて記載され、学生に開示されている。

本法科大学院における、開設以来の入学者数と、対応する年度の修了者数とを対比したものは、別表1のとおりである。

別表1記載の退学者のうち、平成16年度入学者（既修）の1名と、平成18年度入学者（既修）3名のうちの1名は、旧司法試験に合格したことを理由とする退学であったが、それ以外の退学は、自己都合等によるものである。「入学者に対する標準年限修了者の割合」は旧司法試験合格を理由とする退学者を除いて算出した。

〔別表1〕

		入学者	標準修了年限修了者	入学者に対する標準年限修了者の割合	退学者	在学中
			その他修了者			
H16年度 (2004年度) 入学(1期)	未修	15	13	86.7%	2	-
			0			
	既修	51	50	100%	1	-

			0			
H17 年度 (2005 年度) 入学(2 期)	未修	18	11	61.1%	6	-
			1			
	既修	35	29	82.9%	2	-
			4			
H18 年度 (2006 年度) 入学(3 期)	未修	16	10	62.5%	4	-
			2			
	既修	43	39	92.9%	3	-
			1			
H19 年度 (2007 年度) 入学(4 期)	未修	16	9	56.3%	3	4
			0			
	既修	37	35	94.6%	2	-
			0			
H20 年度 (2008 年度) 入学(5 期)	未修	13	-	-	1	12
			-			
	既修	43	32	74.4%	4	7
			0			

本法科大学院における成績評価については、設立当初においてすでに、当該年次に配当される必修科目のうちいずれかの科目の単位を修得していないときは、次の年次に進級することができず、次年度において改めてすべての科目について改めて単位を修得すべきものとされており、その点では厳格なものであった。しかし他方、必修科目について単位の修得ができなかった場合についての再試験制度が認められており、成績水準に関するいわゆる GPA 要件は課されていなかった。その後、平成 20 年度入学者からは、不可の評価を得た科目が 3 科目以上である場合は再試験の受験を認めないこととされ、それとともに、進級できないものとされた場合でも、秀又は優の成績評価を得た科目については、次年度の再履修は不要とされた。さらに、平成 21 年度入学者からは再試験制度が廃止され、進級及び修了について GPA 要件が導入された。(b) 点検・評価

法務博士(専門職)の学位を授与するための要件およびその前提としての進級要件については、法務博士(専門職)の学位を授与するに値する能力及び責任感・倫理観を身につけているか否かを厳格に評価することが当然の前提として求められると考えられる。そし

て、そのような前提を踏まえて、学生に対する教育効果といった観点から、より適切な要件を課すべく、検討を重ねてきた結果が、上記のような修了要件等の変遷に現れているところである。

平成 21 年度以降の入学学生について現在課されている修了要件及びその前提としての進級要件は、このような検討を重ねた結果、①カリキュラム全体としては、法律基本科目（その中での公法系、民事法系、刑事法系の各科目）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランス良く修得することを求める。②再試験を認めず、必修科目について 1 科目でも不可の評価を得た場合や GPA が 1.8 に満たなかった場合には、進級・修了を認めずに再履修を求めるという厳格な要件を課す。③他方、進級・修了が認められなかった場合でも、秀又は優の評価を受けた科目については、そのまま単位修得を認める、というものとされている。これらのうち①②は法務博士（専門職）の学位を授与するに値する能力及び責任感・倫理観を身につけているか否かを厳格に評価するために必要な要件であり、また③は、当該学生が苦手な科目について集中して勉強を進められるようにし、また前期配当科目で不可の評価を得た学生が後期においても真面目に科目を履修する動機を与えるという点で、学生に対する教育効果といった観点から望ましいものと考えられる。

本法科大学院における最近の修了状況を見ると、所定の修業年限を経ても修了要件を満たすことができなかつた者が一定の割合で存在していることが分かる。その割合は入学年度ごとによりかなりの差があるが、既修者よりも未修者の方が多く、またどちらかといえば増加の傾向にあるが、上記の観点からは、このことから直ちに本法科大学院の修了要件を見直す必要があるとは考えられない。

なお、平成 23 年度の入学学生から、未修者については、法律基本科目（刑事法系科目）の必修単位を 2 単位増加させ、6 単位に変更することとした。従来は刑法入門 2 単位、刑事訴訟法 2 単位のみが必修とされていたため、特に刑法については総論と各論との双方について、授業で十分に検討することができないという問題点が指摘されていたところであり、それに応える変更ということである。

その他の科目についても、カリキュラムの妥当性については継続的に検討をしており、毎年のように、開講科目の新設や変更を行ってきている。

(c) 改善の方策

上記の通り、平成 21 年度入学学生から修了要件およびその前提としての進級要件について新たな規程の下で運用を行っており、現在、その内容の妥当性について検証を行っている段階である。したがって、そのような全体的な枠組み自体については、当面の間は改善の必要はないと考えられる。

他方、個々の科目についてのカリキュラムのあり方については、今後も継続的に検討を行い、カリキュラムをより良いものとするよう努めている。

(3) 学位審査の透明性・客観性を高める措置について

(a) 現状の分析

本法科大学院における修了認定の審査は、専任教員の全員が出席する法科大学院教授会において所定の修業年限を満了する学生一人一人につき個別に修了要件を満たしている

か否かを審査し判断している。

(b) 点検・評価

教授会における審査・判定は、所定の在学期間を満了する学生が取得した単位数およびその単位に係わる授業科目という客観的データに基づき行われており、専任教員全員が審査・判定に直接参加していることからその客観性・透明性は適切に確保されていると考えられる。また審査に際しては、学則・学位規程等の明文化された修了認定基準に従って判断しており、学生に明示された認定基準による修了認定という点も適切に確保されている。

(c) 改善の方策

上記のように、客観性・透明性は適切に確保されていると考えられる。

(4) 修了者の進路状況について

(a) 現状の分析

本法科大学院の修了者の進路状況については、別表2の通りである。これによれば、平成16年度(2004年度)に未修コースで入学し、本法科大学院を修了した者のうち、司法試験に合格した者の割合は38.5%、同じく既修コースで入学した者についての司法試験合格者の割合は60%である。同様に、平成17年度入学者については、未修コース8.3%、既修コース30.3%、平成18年度入学者については、未修コース25%、既修コース50%、平成19年度入学者については、未修コース22.2%、既修コース28.6%、平成20年度入学者については、既修コース28.1%である。また、新司法試験の合格者数は、平成18年度の試験においては15名、以下、19年度19名、20年度20名、21年度21名、22年度19名となっている。

〔別表2〕

		修了者 合計	修了者進路			
			司法試験 合格	一般企業等 に就職	研究生	不明
H16年度(2004年度)入学(1期)	未修	13	5	1	0	7
	既修	50	30*	4	0	16
H17年度(2005年度)入学(2期)	未修	12	1	1	0	10
	既修	33	10	2	0	21

H18年度(2006年度)入学(3期)	未修	12	3	1	1	7
	既修	40	20	0	0	20
H19年度(2007年度)入学(4期)	未修	9	2	0	7	0
	既修	35	10	0	6	19
H20年度(2008年度)入学(5期)	未修	在学中	-	-	-	-
	既修	32	9	0	15	8

* 旧司法試験合格者1名を含む。

(b) 点検・評価

新司法試験の合格者数は、第1回試験から第4回試験まで少しずつ増加させており、また平成22年の第5回も合格者数の減少はわずかにとどまっている。新司法試験全体の合格者数が法科大学院設立当時に考えられていたほど増えていない状況においては、まずまずの成果を上げていると評価することも可能である。しかし、新司法試験全体の合格率という見地からは、全国平均には及ばないところであり、なお改善の余地があることは否めない。

また、司法試験に合格しても、希望する弁護士事務所に就職することが従来よりも困難になってきているのが現状である。そのような就職先の確保は修了者の自助努力に負う面が多いのは当然であるが、法科大学院としても一定の支援ができないかといった点は問題となろう。本法科大学院においては、就職支援担当者を置き、検討を行っているところである。

他方、法務博士(専門職)の学位を取得したが新司法試験に合格しなかった者あるいは入学当初の進路を変更し新司法試験を受験しなかった者については、一般企業等への就職を目指すこととなるが、修了者が一般企業等への就職を検討するのは多くの場合には修了後数年を経過してからであることもあり、その実態の把握は容易ではなく、進路が不明である者が少なくない状況にある。

(c) 改善の方策

本法科大学院は、その修了者が新司法試験に合格することそのものを目標としているわけではない。しかし、本法科大学院が修了者に必要と考える能力を身につけた学生の多くが新司法試験に合格しないという状況にあるとすれば、改善の必要があることは否めないところである。本法科大学院においては、修了・進級制度を平成20年度入学者から大きく変更したところであり、その成果についてももう少し見極めた上で、さらに改善が必要か否か引き続き検討すべきであると考えられる。

また、司法試験に合格した者の就職支援についても、本法科大学院として就職支援担当者を中心に検討を進めるべきである。

さらに、法務研究科に在籍することで法曹としての適性について自ら判断し、将来法曹となる以外に自分の天職があると自己認識した学生に対して、法曹以外の、本人にとりもっともふさわしい進路を選ぶよう奨励することも、法務研究科の重要な役割であると考えられる。そのような見地からは、本法科大学院の修了者の法曹以外の進路についても、十分な配慮が必要と考えられる。司法試験に合格しなかった修了者の就職先については、情報収集が容易ではないことは確かであるが、適切な方法でより多くの情報を収集することができないか検討するとともに、それらの者についての支援のあり方についても、今後の検討課題となろう。

第4章 入学者選抜

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法について

(a) 現状の分析

(i) 入学者選抜に係る基本的考え方

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜することを基本とし、そのためには選抜に際して法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視するのは当然であるが、それだけにとどまらず、人物についても重視して選抜している。具体的には、志望の動機が堅固であるか、責任感が厚いか、バランスの良い能力を持っているか、円満な人格かといった面を実際の選抜において考慮している。

また社会人の入学者の確保も入学者選抜に際しては考慮しており、3割程度の確保を意図している。既修者、未修者のいずれのコースにおいても、社会人の入学が期待されるが、特に未修者のコースでは入学者のうちかなりの数が社会人によって占められることが期待されている。

(ii) 募集方法 本法科大学院においては、修業年限を3年以上とする法学未修者のコースと修業年限を2年以上とする法学既修者のコースに分けて募集しており、前者の募集人員は15名程度で後者は35名程度である。後者の法学既修者コースにおける募集人員については、平成21年度までは、50名程度であったが、定員を削減したことから平成22年度以降35名程度となっている。いずれのコースを志望するかは、出願に際して志願者自身が選択することとしている。両コースの併願は従来認めていなかったが、平成24年度以降は併願を認めることとしている。

(iii) 選抜方法 平成22(2010)年度までは、第1次審査と第2次審査の2段階を経て行

っている。第1次審査は書類選考であり、第2次審査は筆記試験と面接試験からなる。第1次審査の書類選考は、一定数以上の志願者がある場合に、的確な第2次審査を可能にするために第2次審査の受験者を適切な数に限定するために行ってきた。

第1次審査においては、法科大学院適性試験の成績、志願者の自己評価書および志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動（公的資格の有無等）を加味して総合的に判断している。法科大学院適性試験の成績の審査については、原則として大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」の成績によっているが、日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」の成績を審査対象とすることも認めている。ただ、志願者間の適性試験の成績の比較を可能にするために、上記後者の成績に関しては、前記の試験成績に換算して評価、判定を行っている。

第2次審査においては、筆記試験と面接試験を行っている。法学未修者に該当する志願者に対する筆記試験としては、小論文試験を課しており、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることとしている。法学既修者に該当する志願者に対しては、筆記試験として公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）の3分野7科目について行っている。この法学既修者に対する筆記試験は、後述の面接試験とともに本法科大学院への入学を許可すべき者を選抜するために実施するものであるとともに、本法科大学院のカリキュラムの1年次の30単位を免除するに足りる能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているため、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。法律科目試験の評価は、総得点によって行われるが、極端に得点の低い科目がある者については、総得点に係わらず不合格とされる場合があり、このことは入学試験要項で応募者に開示されている。

第2次審査としては、さらに面接試験を実施しているが、面接試験は、筆記試験の結果、一定の水準に達した者についてのみ行っている。未修者、既修者のいずれについても、個別面接により行っているが、面接試験では、人物の面を見ることとしており、特に志願者の学習意欲や学習を継続する能力の有無について判断している。

平成23（2011）年度入試からは、第1次審査（書類選考）、本試験（筆記）、本試験（面接）という段階的選考方法をとらず、出願書類については、その審査を筆記試験と統一して「書類審査・筆記試験」として行い、その合格者に対して面接試験を実施してきている。そして、従来のように出願書類については、書類選考としての合否判断を行わず、筆記試験の実施前に審査を行い、その審査結果と筆記試験の成績とを併せて合否を判断し、その合格者に対して従来の本試験（面接）に代わる面接試験を実施している。以上のように平成23年度入試から、選考方法およびプロセスを変更し、書類選考のみを独立して行うことはやめたが、出願書類の審査は従来の書類選考と同様に詳細かつ慎重に行ってきており、その評価は「書類審査・筆記試験」の総合判断に適切に考慮されている。また筆記試験および面接試験もその内容は従来と実質的には変更はない。

本法科大学院では、合格者の選考に際して、これに次ぐ成績を挙げた一定数の者を補欠合格者として選考し、合格者のうち入学辞退者が出た場合にこれらの補欠合格者を数段階に分けて補欠の解除を行い、本法科大学院の定員の充足を図る努力を行っている。

出願から最終合格発表までのタイム・スケジュールに関しては、2010(平成22)年度入学試験を例にとると、9月7日から9月11日までが出願期間、10月2日第1次審査合格発表、10月18日筆記試験、11月1日筆記試験合格発表、11月8日面接試験、11月12日最終合格発表となっており、第1次出願から最終合格発表まで2ヶ月以上経過していた。その後タイム・スケジ

ュールの改善を行った結果、2011年度（平成23年度）入試では、出願（出願期間8月23日から8月27日）から、最終合格発表（10月7日）まで期間は1ヶ月半となり、大幅に期間の短縮が図られている。

〔別表〕

入学年度	未 修 者			既 修 者		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
2004年度	594	31	15	767	70	52
2005年度	142	27	18	238	57	35
2006年度	430	19	16	698	75	43
2007年度	393	21	16	702	67	37
2008年度	340	20	13	578	70	43
2009年度	208	23	14	434	71	35
2010年度	203	22	15	285	66	36

注：既修者コースの募集定員は、2009年度までは約50名であったが、2010年度は、約35名となっている。

(b) 点検・評価

本法科大学院における入学者選抜方法は、書類審査・筆記試験および面接試験の2段階の制度となっており、学力のみならず、人物評価という面からも適切な審査がなされうるように配慮され、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜する方法として適切な選抜制度であると考えられる。実際の制度の運用の面に関しても、書類審査から面接試験まで、志願者に対しては、かなり時間をかけて慎重に審査を進めてきており、適切に運用されていると考えられる。このことは、法科大学院開設以来入学してきた多くの学生の資質の高さから裏付けられるものといえよう。

募集人員に対する入学者の関係では、法学未修者コースの入学者については、各年度とも入学者が募集人員を若干上回っているが、法学既修者コースの入学者については2005(平成17)年から2009(平成21)年までは募集人員を下回る状況が続いていた。ただ2010年(平成22年)には、定員削減による募集人員を減らしたこともあり、法学既修者コースの入学者も募集人員を上回っている。

従来の数年間において、法学既修者コースの入学者が募集人員を下回ってきた点については、志願者の多くが他の法科大学院と併願している点や、法曹養成を目的としている以

上、資質について一定の基準に達していない志願者を合格させることはできず、安易に合格者の増加を図ることができないことから、ある程度やむを得ない面があるともいえる。ただ、従来において本法科大学院に合格しても、実際に入学手続きをとらない志願者が少なからず存在してきたことについては、その原因として、上記に述べた点以外にも、本法科大学院の試験期間が他の法科大学院に比べて長過ぎることにもあると考えられた。試験期間にかなりの時間をかけることは、慎重かつ丁寧な選抜方法である点においてメリットを有すると考えられるが、志願者にとっては、ある程度負担に感じられる面があることも否定できないところであった。

また未修者コースの志願者のかなりの部分が法学部卒業生で卒業後直ちに志願している場合が多く、本法科大学院が未修者コースへ入学を期待している志願者像とはずれが生じていることも一つの問題点であろう。法学部を直近に卒業した者が未修者コースにかなり存在することは、法学初心者を対象として、基礎的な法学教育から開始するという未修者コースの教育方針とは調和しない面が生じるおそれがある。この点については、未修者コースについての募集方法および入学者選抜方法についてのみならず、未修者コースのあり方についても積極的に検討することが必要となっている。

(c) 改善の方策

入学試験期間について、慎重かつ丁寧な審査というメリットを維持しつつ、試験期間を一層短くし、志願者の負担を軽減するために、書類審査、筆記試験、面接試験に関し、それぞれの試験実施日から合格発表日までの期間をできるだけ短くすることが必要であり、そのための入学試験のスケジュールおよび各試験の作業日程の再検討が昨年以来進められてきている。その改革の一部としては、前述のように出願書類による独立の書類選考をやめ、単に出願書類の審査にとどめることとなった。そして作業日程等の改革の結果、前述したように2011年度入試（2010年実施）では出願から最終合格発表までの期間を約1ヶ月半に短縮することができた。

また法学未修者コースへの応募者のうち、法学履修者の割合がかなり増加してきていることについては、その理由として、応募者全体として社会人や法学を履修する以外の課程を履修してきたものが減少してきていることのほかに、次の点が考えられる。すなわち、応募者は、本来は法学既修者コースを望みつつも法学部における法学の履修状況が不十分であることを自覚して、未修者コースを選択してきているという点である。これらの点を考慮しつつ未修者コースの受入資格を考えた場合には、従来の方針をある程度変更して、法学部出身者等の法学履修者の受入れも積極的に考慮すべき時期に来ているように思われる。特に法学既修者コースを希望しつつも、学力不足の場合には未修者コースへの受入れを希望する応募者のニーズに応える方策として、未修者コースと既修者コースの併願を認めることが現実的であることから、本法科大学院においても2011年度（平成24年度）の募集から両コースの併願を認めることとしている。

(2) 社会人の受け入れについて

(a) 現状の分析

社会人学生の受入状況を各年度の入学者に対する社会人学生の割合で見ると、2004(平成16)年度約32%（未修者コースでは約67%）、2005(平成17)年度約15%（未修者コースでは約22%）、2006（平成18）年度約27%（未修者コースでは約50%）、2007（平成19）年度約19%（未修者コースでは約44%）、2008（平成20）年度約29%（未修者コースでは約39%）、

2009（平成21）年度約25%（未修者コースでは約21%）、2010（平成22）年度約26%（未修者コースでは約40%）となる。

(b) 点検・評価

30%程度の社会人を受け入れるという目標から見ると、実際の受入人員は2004(平成16)年度を除いては、目標を下回っている。未修者コースでは、2005(平成17)年度および20098平成21)年度を除き、いずれの年度においても、受入状況は目標を上回っている。問題は既修者コースにおける受入状況が芳しくないという点にあり、この点については近年やや改善されてきているが、なお今後の検討課題となっている。

(c) 改善の方策

これまで、出願に際しては語学能力に関する証明や各種公的資格等の証明書を任意に提出することを認めてきた。これらにより、志願者の多様な知識や社会的経験（公的資格の有無等）を判断し、入学者受け入れに加味してきた。過去の入学者選抜において、公認会計士や司法書士の資格を有する志願者につき、そうした公的資格を有する点を積極的に評価してきている。その他、社会人に関しては、その職業上の経験または専門職としての知見、職業活動の内容を自己評価書等の書類や面接を通して知ること努め、入学者選抜に反映させることとしている。今後も、資格や職業上の経験等を積極的に評価することを通じて、社会人の受入れを進めていきたい。

(3) 収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保措置について

(a) 現状の分析

収容定員150名（法学未修者約15名、法学既修者約35名）に対して、2010年12月1日現在、在籍学生数は116名である。（うち法学未修者42名、法学既修者74名、休学者を含む）比率は約77%である。収容定員を大幅に下回っているように見えるが、ただ3年制コース（法学未修者）の1年生の定員は約15名であることから、15名（1年生）+50名（2年生）+65名（3年生）=130名という人数で考えると、比率は約89%にである。

(b) 点検・評価

在籍者数が収容定員を若干下回っている理由は、学力レベル低下を避け、一定の教育環境の質を保つために入学選抜を厳しくし、入学定員に近い数しか合格者数をだしていないためである。また、入学試験の合格者が最終的に入学する数が、それぞれの年度により変動しており、定着率を正確に読みきれないことも一因である。

もうひとつの理由としては、厳格な進級判定のため、学力不振、進路変更により退学する者がいるためである。

(c) 改善の方策

定着率は他大学の法科大学院の入試日程に影響される面もあることから、今後は他大学の動向を十分調査した上で、本学法科大学院の入試日程を決定することにしたい。

第5章 学生の支援体制

(1) 学生への経済的支援について

(a) 現状の分析

奨学金の種類および対象者の人数は、下記のとおりである。

	2007 年度		2008 年度		2009 年度	
	申請者	採用者	申請者	採用者	申請者	採用者
学習院大学奨学金（貸与）	24	24	26	26	15	15
学習院大学教育ローン金利 助成奨学金（給付）	0	0	0	0	0	0
日本学生支援機構奨学金 1 種（貸与）	20	12	20	15	15	15
2 種（貸与）	16	16	20	17	9	9

学習院大学教育ローン金利助成奨学金は、本学が指定した金融機関の教育ローンを利用した学生に対して、当年度に支払った利息と借用年度の授業料・維持費の 2 パーセントを比較してどちらか少ない金額を、1 年間に 5 万円を限度として給付するものである。

貸与の奨学金のうち、無利子のものは、学習院大学奨学金と日本学生支援機構奨学金 1 種である。

(b) 点検・評価

2008（平成 20）年度入学者から、入学試験の成績上位者に対する給付奨学金に対応する授業料減免制度を導入した。その結果、成績上位者の入学辞退は以前よりも少なくなったと考えられる。同じ時期に、1 年次から 2 年次、および 2 年次から 3 年次に進級する際の成績上位者の授業料減免制度も導入した。これにより、学生の勉学意欲が増進されるとともに、授業料の負担を軽減することにも役立っていると考えられる。

(c) 改善の方策

優秀な学生を確保するために、給付奨学金制度をいっそう充実させるべきである。

(2) 学生の心身の健康保持及び安全・衛生への配慮について

(a) 現状の分析

保健室が平日と土曜日に開かれており、定期健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、救急処置を行っている。学校医、学校薬剤師、看護師が常駐し、学生の体調不良、メンタルヘルス、専門医療機関の紹介等を行っている。

学生の進路や対人関係等の悩みに対応する施設としては、学生相談所が置かれている。カウンセラー 3 名が常駐し、カウンセリングを行うほか、学生の希望に応じて心理テストを行っている。

気分転換と健康の増進のために、トレーニング・ルームを利用する学生も多い。このほか、起案等指導の担当教員が学生からの相談に個別に応じるなどの方法で、精神的な面でのサポートを行っている。

(b) 点検・評価

学生は、授業の予習・復習のために長時間、机に向かっていることが多く、体調を崩し

たり、精神的に不安定になったりする例もある。休憩時間にトレーニング・ルームを利用することは、心身の健康保持のために効果的であると思われる。また、保健室や学生相談所も、学生の心身の健康保持・増進に貢献している。

(c) 改善の方策

上記の施設を充実させるとともに、これらの施設の存在について学生の周知を図るべきである。

(3) ハラスメント防止のための措置について

(a) 現状の分析

セクシュアル・ハラスメント相談窓口が設置されている。専任教員2名が相談員であり、プライバシー保護に努めながら、学生の相談に応じている。相談員が人権問題委員会に諮問し、同委員会において人権侵害があったと認定されると、学則にしたがって加害者に対する処分が行われる。

このほか、「法曹倫理」の授業の中でセクシュアル・ハラスメントを取り上げ、ハラスメント防止の必要を説いている。

(b) 点検・評価

ハラスメントの防止およびハラスメントに関する相談への対応に積極的に取り組んでいる。

(c) 改善の方策

今後も、こうした取り組みを継続していく必要がある。

(4) 就職指導について

(a) 現状の分析

学生は、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の資格を取得し、将来は実務に携わることを目的として入学している。しかし、必修科目の単位を取得することができず、進級できない学生については、法曹を目指して勉学を続けるか、他の方向に転換するかを選択を必要とする場合もある。そうした学生を対象として面談を実施し、本人の意向を確認しながら、適切な進路選択の指導を行っている。

(b) 点検・評価

学生に対する面談は、運営委員会のメンバーである教員が、進級できなかったものの前年度の「起案等指導」の評価がA以上であったために、「起案等指導」を履修することのない学生を対象として、4月に行っている。面談を通じて、学生に勉強の方法や絶対量について反省を促し、次年度の進級をめざして努力する機会を与えるようにしている。その結果、一部の学生は優秀な成績を修めて進級し、授業料減免の対象にさえなっているが、翌年も原級に留まることになる学生もあり、そのなかには、休学・退学を決断する者もいる。

(c) 改善の方策

修了生の中には、新司法試験に合格することを途中で断念し、民間企業への就職に切り換えた者もいる。そうして企業に就職した修了生が、在学生のために就職に関する情報を提供してくれることもある。そうした情報については、掲示板等を通じて在学生全員に知

らせるべきである。また、法曹以外の仕事についている修了生の経験を在学生在が聞く機会を設けることも検討すべきである。

第6章 教員組織

(1) 理念・目的・教育課程との関連における教員組織の適切性について

(a) 現状の分析

研究・教育のいずれについても高度の能力を備えた教員を、各専門分野にバランスよく配置するとともに、教育効果の向上を図るべく、ティーチング・アシスタントやチューターとなるべき人材を確保し、活用することを目指してきた。法務研究科は、実務法曹の養成を目的とし、知識・法的思考・専門家に要求されるモラルなどの面でバランスのとれた法曹を養成するべく、オーソドックスなカリキュラムを編成している。学生の定員数115名（1年次15名、2年次50名、3年次50名）に対して専任教員の定員数は15名である。

(b) 点検・評価

学生数に対して十分な教員数が配置されており、また、教員の構成も、研究者・実務家の別、担当分野などにおいて、おおむねバランスがとれているといえる。なお、専任教員の採用は、2008(平成20)年度に民法の教員が1名、2009(平成21)年度に租税法の教員が1名、2010(平成22)年度に法理学の教員が1名着任し、専任教員の異動に伴う問題の解決が図られた。なお、2011(平成23)年度には憲法の教員1名、民事訴訟法の教員1名の着任が決定している。

改善点として、前回の自己評価書においては、少人数を対象として法文書の作成を指導する「起案等指導」における学生数をさらに絞ることが挙げられていた。現在では、起案等指導の担当教員数を増加し、個別指導を徹底するためには、1クラスあたり5～7名程度のクラス編成が行われている。

(c) 改善の方策

民法の教員1名の採用を検討しているが、全国的に人員充足が困難な状況にあり、計画の実現に至っていない。運営委員会での議論、意見交換を一層深め、早急に充足するよう努めたい。

(2) 教員の適切な役割分担及び連携体制確保について

(a) 現状の分析

一例として公法について述べる。

まず、未修者に対しては、公法入門を2部制にして、憲法と行政法の研究者教員が前期2単位、後期2単位を担当している。入学定数が15名と少なく、学生の顔が見えることから、修学上の成果や問題点等は、日常的に教員相互で意見交換している。2010年度は、同じテキストを2つの科目で採用し、統治機構、人権編を上記の2部の中で解説している。

最終学年には、公法演習という小規模の演習授業を、憲法と行政法の教員がペアになって、担当している。毎年、2つのクラスが編成されるが、扱う判例については事前に入念な意見交換を行い、2010年度からは判例教材を作成して利用している。この教材については、各講義時間ごとに、改善提案が寄せられ、次年度の利用に向けて改訂を繰り返していく予

定である。

既修者向けに、憲法では憲法訴訟 1，憲法訴訟 2 が開講され、行政法では、行政法 1，行政農 2 が開講されている。こうした講義には、授業参観の機会を利用するなどして、憲法、行政法教員相互の意見交換も図ってきた。

2 年次までに公法科目の履修に自信の持てない学生、ないしは、一層公法を集中的に学びたい学生向けに、2009 年度から、最終学年に、憲法訴訟 3，行政法 3 を新たに開設した。これも、学生の到達状況を巡る意見交換の中から、実現したものである。

(b) 点検・評価

公法演習の開講や運営委員会を軸に、憲法と行政法の教員間の話し合い、意見交換の機会が確保されている。

(c) 改善の方策

新設の憲法訴訟 3 や行政法 3 への参加や、予復習の負担からか、公法演習の履修者が若干減る傾向にある。この科目は公法の学習の総まとめであり、また、公法科目の意見連携の中核をなすことから、その活性化に一層努力したいと考えている。

(3) 研究支援職員の充実度について

(a) 現状の分析

法務研究科には 5 名の副手が配属されている（法務研究科長室 3 名、法学部共同研究室 2 名）。副手は、法科大学院内の教務・庶務などのほかに、実務家教員も含めて専任教員数名に 1 人の割合で研究の支援を行っている。これは、他大学には見られない特色であり、教員として非常にありがたいシステムで、研究の増進に役に立っている。

2008(平成 20)年度から、チューター制度を実施している。2008 年度前期には、3 名の弁護士が 6 回にわたり検討会を実施し、学生の書いたものの添削や面談を通じて、指導に当たっている。同年度後期には、5 名の弁護士が指導に当たっている。2009 年度前期には、ロースクールの過ごし方を内容としたセミナー、チューターとのゼミ、法律文書の書き方を内容とした添削指導が 4 名の弁護士により実施されている。同年度後期には、答案構成を課題とした指導が 6 回にわたり開催されている。同様のチューターによる指導は、2010 年度も開催され、多数の法科大学院生が参加している。

(b) 点検・評価

T A は、目下のところ、学部・法学研究科の授業のためだけに認められており、法務研究科にはまだ制度として整備されていない。T A 有資格者（法学研究科の大学院生）が極端に少ないことが、この制度整備を遅らせている原因である。

(c) 改善の方策

将来は、法科大学院を修了し司法試験の結果発表を待っている法務研修生を T A として活用することや、チューター制度の一層の活用、指導時期の早期化などが考えられよう。

(4) 教員の募集・任免・昇進に関する基準及び手続について

(a) 現状の分析

採用人事の実例としては、2008(平成 20)年度着任の研究者教員（民法）、2009(平成 21)年度着任の研究者教員（租税法）、2010(平成 22)年度着任の研究者教員（法理学）の例があ

る。なお、2011(平成 23)年度には研究者教員(憲法)、研究者教員(民事訴訟法)の着任が決定している。

教員の募集・任免・昇進に関する基準及び手続を透明で明確なものとするために、以下のような規程や内規の整備を図ってきた。

学習院大学法科大学院教員選任規程(2004年4月1日施行)

法科大学院専任教員の採用及び昇格の手続に関する内規(2009年4月1日施行)

学習院大学法科大学院実務家教員規程(2004年4月1日施行)

学習院大学法科大学院実務家教員規程に関する内規(2004年4月1日施行)

(b) 点検・評価

法科大学院教授会で、審査委員会を設置し、専門分野の研究者教員を主査、関連する分野の研究者教員を副査として、候補者の業績を審査した。審査委員会で約1カ月をかけて審査を行ったのち、審査結果は教授会で報告される。それに基づいて採用の決議が行われている。

法学部とは組織を異にするが、授業計画や研究室その他の施設の利用などにおいて関連があるため、どのような人事が行われたかは、事後に法学部長に報告している。

実務家教員の任期は3年であり研究者教員については、任期制は採用していない。

このように、実務家教員については任期制が導入されているが、研究者教員については流動化を促進させる措置は格別講じていない。

(c) 改善の方策

本法科大学院の特色として、優秀な人材をそろえているせいか、他大学に引き抜かれることがよくあり、結果として教員の流動化に貢献していることになっている。この点に関し、措置は格別講じていない。

(5) 教員による研究活動について

(a) 現状の分析

各教員が十分な研究時間をとることができるように、授業および学内行政の負担を調整し、国内・在外研修制度の利用を進めてきた。海外派遣に関する基準及び手続としては、学習院大学専任教員の海外派遣に関する規程(1984年4月1日施行)が存在する。また、研究活動に必要な図書・雑誌を充実させるべく、文部科学省の私立大学等研究設備等整備費補助金を申請するなどの努力を続けている。

本研究科の教員の研究活動を示す意味で、法務研究科における科学研究費補助金の申請・採択状況、受領補助金額を挙げると、以下のとおりである。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
申請件数	0	1	0	1
採択件数	0	1	0	1
継続件数	1	1	2	2

当年度件数計	1	2	2	3
当年度交付額	5,700	7,300	6,870	3,900

(b) 点検・評価

一般に、法科大学院の教員は授業等で疲弊しているといわれているが、本法務研究科の教員はそういう厳しい環境のもとで地道な研究活動を行い、学会で評価される学術論文を發表している。しかも、特筆すべきは、教員の多くが政府の審議会、自治体・民間団体の委員会・研究会のメンバー、さらには国家試験（新旧司法試験など）の考査委員などになって、各自の研究成果を社会に還元していることである。

なお、科研費の採択数は少ないが、他の財団から助成を受けて研究をしている者もいる。

(c) 改善の方策

改善点としては、図書・雑誌の充実にもっと積極的になるべきだということである。また、科学研究費補助金の採択率は全国的に見ても高いことから、一層の申請が望まれる。

(6) 教員の研究条件の整備について

(a) 現状の分析

研究条件に関し、以下では、個人研究費、個人研究室に重点を置いて、点検する。

本法科大学院は専門職大学院であるから、実務をにらんだ法理論教育を実践することをその本旨とするが、そのためには研究活動の一層の充実が不可欠である。現在個人研究費は教員一人当たり年間 40 万円が支給され、研究旅費もその中から支弁されることが予定されている。

これまで、本法科大学院の教員（専任教員および兼任教員）は、東 2 号館と東 1 号館に個人研究室を割り当てられていたが、実務家教員については、二人一部屋となっていた。2010 年度には中央教育研究棟が新設され、法科大学院の施設、研究環境は大幅に改善された。具体的には、教員の研究条件整備に関連をもつ施設としては、以下のものが新たに設置された。

研究室：20 室

判例資料室：1 室

法務研究所：1 室

小会議室：1 室

多目的室（会議室）：1 室

ワークステーション：1 室

資料室：1 室

法務研究科長室：1 室

秘書室：1 室

教員用ラウンジ（談話室）：1 室

なお、東 2 号館の 8 階には従前通り、法学部共同研究室があり、教員 5 人に一人の割合で教員の教育研究の補助に当たる副手が常駐している。

(b) 点検・評価

個人研究費の額もその使途も、全学的に統一されており、さしあたり支障はないものの、研究旅費を個人研究費の中で賄うことについては、研究活動の性質上旅費の支出が多い場合には通常の個人研究費の使用を圧迫する可能性もないではないと思われる。

上記のように新棟が建設され法科大学院の専任教員は研究室を移動した。その結果、法学部・経済学部図書センターや副手が常駐する法学部共同研究室とは建物を異にすることとなった。

(c) 改善の方策

個人研究費と研究旅費とを区分し、後者については別途一定額を定め、必要に応じて支出することが望ましいであろう。この点は、大学全体として検討することを求めていると考える。

将来的には、東2号館8階以上の上層階と新棟（法科大学院エリアである11階ないし10階）をつなぐ廊下等の設置が望まれる。

(7) 教員の研究時間を確保する方途について

(a) 現状の分析

本法科大学院では、6年間に1回研究休暇をとることができる建前になっているが、難問が山積する法科大学院では課題が多く、建前どおりの運用はなされていない。

なお、国内・在外研修制度は、法学部法学科に準拠して整備されており、2007(平成19)年度には1名がこの制度を利用した実績が存在する。

(b) 点検・評価

教員の研究活動を活発化し、成果を挙げさせるためには定期的に研究に専念することを実行に移さなければならないと考える。現状のままでは、研究活動は停滞しかねないと懸念される。

(c) 改善の方策

研究休暇制度を建前どおり実施すべきであり、そのためには、教員の増員を図ることや、強制的な研究休暇制度の実施なども必要になると考えている。

第7章 管理運営

(1) 管理運営体制の適切性について

(a) 現状の分析

法科大学院が自立的な組織として発展していくための新しい管理運営のありかたについて検討を進めることを目標としてきた。本法科大学院は、専門職大学院法務研究科として位置づけられ、独自の教授会を有し、その管理運営上の独自性が確保されている。その点において、各学部の上に置かれる大学院各研究科とは異なっている。したがって、本法科大学院は、大学院各研究科によって構成される大学院委員会の構成メンバーとなっていない。

本法科大学院には、その長として専門職大学院法務研究科長が置かれる。法務研究科長

は、法科大学院教授会において選出され、その議長となって、法科大学院の運営を統括するとともに、原則として毎月 1 回開催される学部長会議・専門職大学院研究科長会議の合同会議に出席し、法科大学院を代表して大学全体の管理運営に関する審議に加わる。

(b) 点検・評価

現状では、法科大学院の管理運営に関して特段の問題はないと考える。

(c) 改善の方策

今後法科大学院が自立的な組織として更に発展していくためには、法科大学院教授会の下にある運営委員会をはじめとする各種委員会の機能を強化することにより、教授会の審議決定をより円滑に実施できるようにするなど、その管理運営組織としての能力を高める必要がある。

第 8 章 施設、設備及び図書館

(1) 施設、設備等の整備について

(a) 現状の分析

法務研究科の設置以来、大学内の既存の施設の活用により、必要な施設・設備を提供してきていたが、2010 年 8 月以降、同年 4 月に竣工した中央教育研究棟に、法務研究科の主要な施設の移動を行い、新たな教育・学習環境が整えられた。

現在、中央教育棟に存在する法務研究科の専用施設は、9 階に専用自習室 4 室、ロッカー室、10 階に学生図書室、判例資料室、演習室 3 室、学生指導室 2 室、学生用ラウンジ、11 階に法務研究科長室、秘書室、法務研究所、小会議室、多目的室、ワーキング・ステーション、資料室、教員用ラウンジであり、専任教員の個人研究室が 10 階、11 階に合わせて 20 室である。講義室、演習室としては上記の専用施設の他に全学共同利用の部屋が用いられており、ここには模擬法廷教室も含まれている。

図書に関しては、従来から法学部、経済学部、法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営研究科の利用を念頭において、大学図書館とは別に運営されてきた法経図書センターが存在しており、2006 年度以降、法務研究科がその運用に加わる形で、既存の蔵書を有効活用している。

(b) 点検・評価

新設の中央教育棟への移動により、これまで分散して存在してきた法務研究科長室・秘書室、専任教員の個人研究室、会議室、学生の自習室などが同一の建物に集中し、教育・研究活動における交流が効率的に行われ得る環境が整った。

学生の自習室は、4 室で、それぞれ 55、55、44、44 席の合計 198 席が、法務研究科の学生、法務研究生、法務研修生専用として準備され、基本的には 7 時から 23 時まで活用されている。自習室ではパーティションで一人ずつ仕切られた机と椅子を 1 席として数えている。さらに、法経図書センターの 3 階、4 階の書庫内に設けられている PC の利用できるキャレル 36 席は大学院生専用である。法経図書センターには 5 階の 58 席、6 階の 142 席、7 階の 152 席と多数の閲覧、自習用の席があり、その中でも、7 階の PC の利用できる自習席 16 席、グループ学習室 2 室（18 席）は法務研究科の学生が比較的頻繁に利用している。法

経図書センターの利用時間は、書庫内のキャレルや自習席も含め、原則、8時50分から20時または21時までである。

法務研究科学生専用の自習室のうち、3室には大学のLANに接続したPCが全ての机に設置されており、1室だけPCを配置していない部屋となっているが、その部屋からもPCを持ち込めば大学のLANに接続することは可能である。法務研究科の学生、研究生、研修生は、大学のLANを経由することで、第一法規の法情報総合データベース、TKCの法科大学院教育研究支援システム、LICのLLI主要法律雑誌判例検索システムにアクセスすることができる。これらデータベースの予算は年間約1000万円となっている。

55席の自習室1室のみが固定席であり、他は自由席である。在籍者数よりも席数の方が多いので、自習室の机が不足し、登校しても自分の居場所がないという事態は生じない。現実には、自習室より法経図書センター内の書庫などを自分の勉強環境として好む学生も少なからずいる。

ロッカー室のロッカーは、法務研究科学生1人に1個が貸与されている。従来、自習ゼミなどのための複数人による利用も、申請を条件に認めていた。今後も、研究生の人数が定まった後に余分があれば、同様に認めていく予定である。

法務研究科の学生、研究生、研修生専用の判例文献等資料室には、判例時報、判例タイムズ、法学協会雑誌、最高裁判所判例集、民商法雑誌と法律判例文献情報が、バックナンバーも含め、配架されており、このための予算は年間約30万円である。

学生全員にアカウントを設け、大学のLANへの接続を可能にしていることから、(自習室も含む)学内のどのPCからでも、9階廊下に設置されている4台のプリンターを利用することができる。(現在、印刷枚数制限はしていない。)また、9階廊下と学生用図書室には、3台のコピー機も設置されており(一人に1500枚分のコピーカードを配布している)、必要な資料へのアクセスと利用環境は十分に保障されているといえることができる。

法務研究科が、法学部、経済学部及び関連する研究科と共同で利用している法経図書センターは、年間予算約2億4000万円、蔵書数約59万冊、学術雑誌(和洋)約2600タイトル、電子ジャーナル299タイトルの他、13の商業データベースと契約している(2009(平成21)年度)。学部図書館であるが、中規模大学の総合図書館と比べても遜色のない規模、内容である。図書に関する限り、法務研究科独自の図書施設・設備を敢えて設ける必要はなく、むしろ、共同利用にスケール・メリットがある。

(c) 改善の方策

新設建物への移転により、東2号館にある法経図書センターへのアクセスや共同研究室に所属する副手との連絡が若干不便となった。法経図書センターでは中央教育棟に図書返却ボックスの設置を検討している。また法務研究科専任教員を支える事務体制については、法務研究科長室の編成も含めて、適切な方法を随時考えていく必要がある。

(2) 大学院学生用自習室等の整備状況について

(a) 現状の分析

既に(1)において述べたように、自習室におけるPC、大学内のLANとデータベースへのアクセス、さらに、東2号館や西2号館に設置されているフリー・スタンディングPCの利用などの状況からすると、法務研究科における大学院学生に必要なかつ十分な環境は整備さ

れている。

(b) 点検・評価

少なからぬ学生が、朝は8時前から、夜は11時の閉室時まで、また、日曜や授業のない期間も積極的に自習室を利用しており、年末年始の利用制限の撤廃に対する要望もある。非常によく利用されているといえる。このように長時間、長期間にわたり、学内で過ごしていることから、より快適な環境、たとえば食事をするラウンジ・スペースの確保や授業のない期間中の食堂等に対する要望なども寄せられていた。新設の中央教育棟には10階に学生用ラウンジが設けられ、また1階ではファースト・フードの店舗、12階にはレストランが営業されており、それぞれ既によく利用されており、要望に一定程度応えることができたものと思われる。

自習室の席数は在籍者数を上回っているが、原則として固定席制度を採用しなかったことから、そのような必要性はないにも関わらず、自習室の席を確保するという理由で徒に周囲との摩擦を起こす学生がいる。本やノートなどをいちいち持ち歩かずに、固定した席上に置いておきたいという要望もあるためであるが、その場合には、紛失や盗難などの危険も考えられる。その代わりに荷物の置き場としてロッカー室を貸与しており、固定席にした場合の人間関係の摩擦の問題もあることから、自由席制度への十分な理解を求めていく必要がある。

(c) 改善の方策

学生用ラウンジが新しく設けられたが、例えば空調の稼働時間が短く、利用中に快適な温度が保てなくなるなど、新しい施設の利用であることにともなう不備が見つかることがあり、そのたびに適切な対応を講じていく必要がある。

自習室の利用の仕方については、学生の不満が解消するよう、これからも丁寧な説明に努める。

(3) 施設、設備等の維持管理に関する責任体制について

(a) 現状の分析

学内において、施設・設備等を維持・管理する最終的な責任は学校法人の施設部にあるが、日常的な維持・管理は、関係する部局が行っている。法務研究科は、法務研究科専用施設については、日常的な維持・管理を行っている。また、法経図書センターに関しては、日常的な維持・管理はセンターが行うが、全体としては法学部、経済学部と法務研究科が共同で運営についての判断をしている。

講義室、演習室等については、原則、大学（教務部）が全体として行っている。

(b) 点検・評価

法務研究科の授業は実務家教員や外部講師招聘との関係で6限（18時から19時30分まで）に開講されることがある。その場合には、講義室、演習室等の利用に関しても、大学（教務部）ではなく、法務研究科長室が責任を持つかたちとなっており、利用できる教室などに制約が生じ、またAV機器の後片付けなどのために法務研究科長室秘書の勤務時間が過度に長くなっていることは非常に問題であろう。

従来、法務研究科の自習室が、大学図書館や就職部と隣接する部屋を利用していた関係で、法務研究科学生への掲示が誰にあてた掲示か不明確な場合も存在したが、現在ではPC

上の G—port と 9 階の専用掲示板において行われているため、この問題は解決された。

(c) 改善の方策

法務研究科専用の講義室、演習室を確保し、法務研究科単独で維持・管理することも考えられるが、教室全体の利用効率からすると、現在のように、大学が全体として利用を調整することの方が効率的であることは否めない。

第9章 社会への対応

(1) 国や地方公共団体等の政策形成への寄与について

(a) 現状の分析

教育・研究活動を充実させるとともに、研究成果を国・地方自治体の政策形成への寄与等により社会に還元する努力を続けることを目標としている。この目標に従い、個々の教員が国や地方公共団体等の政策形成に積極的に寄与している。その例としては、以下のものがあげられる。

(i) 地方公共団体での活動

- ・ 東京都渋谷区 情報公開・個人情報保護審査会委員
- ・ 東京都豊島区 行政情報公開・個人情報保護審議会委員
- ・ 滋賀県長浜市 ながはま0次予防コホート事業審査会委員

(ii) 国の機関での活動

- ・ 法制審議会委員・幹事
- ・ 司法制度改革実施推進会議・参与
- ・ 公安審査委員会・委員（法務省）
- ・ 土地収用制度における事業認定の法的効果の早期確定に向けた検討会・委員（国土交通省）
- ・ 大学設置・学校法人審議会・委員（文部科学省）
- ・ 情報公開審議会・委員（衆議院）
- ・ 国地方係争処理委員会委員、自治紛争処理委員（総務省）
- ・ 国家公務員採用I種試験（行政・法律・経済）試験専門委員（人事院）
- ・ 新司法試験・司法試験予備試験考査委員（法務省）
- ・ 中央防災会議専門委員（内閣府）
- ・ 領事法制研究会委員（外務省）
- ・ 法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会委員
- ・ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会委員（文部科学省）
- ・ 国民生活センター紛争解決委員会委員
- ・ 大学評価・学位授与機構学位審査会審査委員
- ・ 肝炎対策推進協議会・委員（厚生労働省）
- ・ 検察のあり方検討会議・委員（法務省）
- ・ 税制調査会専門家委員会国際課税小委員会・特別委員（内閣府）

(iii) 国際機関での活動

(b) 点検・評価

上記以外にも、審議会・研究会の構成員として政策形成に寄与している例は多い。既に相当程度の寄与が達成されているといえる。

(c) 改善の方策

国や地方自治体の政策形成に意義を持つような研究を引き続き積み重ねていくことが重要である。

(2) 企業等との連携について

(a) 現状の分析

本法科大学院は、複数の法律事務所と教育研究上の連携を行っている。まず、10 を超える法律事務所に夏季・春季のエクスターンシップとして学生を派遣している。また、これらの法律事務所の弁護士が法務研究所主催の研究会に参加している。具体的には、荒木新五法律事務所・古賀総合法律事務所、溝呂木法律事務所・弁護士法人アヴァンセ・東京第一法律事務所・光和法律事務所・西綜合法律事務所・鳥飼法律事務所・シティユーワ法律事務所・ルネス総合法律事務所・東京合同法律事務所に学生を派遣した（平成 21 年度及び 22 年度）。

また、個々の教員が企業・業界団体・公益法人等と連携して研究・教育活動を行っている例も少なくない。具体的には、財団法人トラスト 60 での研究会の主宰、京都大学医の倫理委員会委員等があげられる。

(b) 点検・評価

企業等との連携は十分な水準で行われている。今後もこれを継続していくことが必要である。

(c) 改善の方策

法律事務所と連携したエクスターンシップは学生の要望にこたえて始められたものであり、参加した学生からの評価も高い。今後も拡充していきたいと考える。

おわりに

本評価書で指摘した現状分析を法科大学院スタッフ全員で共有しながら、改善の方途で示した方策を1つずつ積極的に進めていくことが必要である。「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」に従い、改善の達成状況は引き続き自己点検の対象としながら、その結果をホームページ等で公表することを通じて、本法科大学院教育の質を高めるとともに、教育組織としての説明責任を果たしていくことがとりわけ重要であると考えている。